

令和5年度第3回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和5年6月12日（月）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、大谷委員、金津委員、原田委員

事務局：宮廻副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、学校管理課長、生徒指導推進室長、図書館事務局長、皆美が丘女子高等学校長、皆美が丘女子高等学校事務長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は、報告案件が1件と議案が3件、その他報告案件が2件となっている。
本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。
また、本日も出席者については説明者など、必要最小限の人数での対応とすること
にしているため、御理解をいただくよう、お願いする。

2 会議録の確認（令和5年度第1回）

…………意見・修正なし…………

3 会議録署名者の指名（大谷委員、原田委員）

4 報告【1件】

○藤原教育長

本日、報告が1件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【報告第6号 令和5年度松江市いじめ防止基本方針について】

○生徒指導推進室

別冊の資料を御覧いただきたいと思う。

先般開催した松江市いじめ問題対策連絡協議会において、委員の皆様にご意見を伺った。令和4年度の内容から大きく変わったものはないが、文部科学省からの通知や事務連絡、こども家庭庁が設立されたことを受けての変更・追記部分がある。それ以外の変更点についても赤字で記載している。

主立ったものを説明する。5ページをお開きいただきたい。学校の責務として、いじめの積極的な認知の文言を追記した。

7ページになる。相談窓口についてであるが、家庭相談課からこども家庭支援課に変更している。

続いて9ページになる。いじめに対する措置について、早い段階から専門家を入れて組織的に対応することや、警察とつながることを保護者にも周知しておくことを追記した。

20ページになる。特に重大事態への対応については、認定、調査着手、調査終了後に県教委を通じて文科省へ報告すること、文科省はこども家庭庁と情報共有し、必要な助言や支援を行うことについて追記した。21ページには、対応フロー図に、これらの内容について赤字で追記をしている。

今月中に松江市の基本方針を各学校へ提示する。学校は、これまで策定されている学校いじめ防止基本方針の点検・修正を行い、9月には、ホームページや学校便り等で公表し、保護者や地域へ周知する運びとなっている。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

先ほど20ページのところで、重大事態は教育委員会から国へ報告するとあり、その

次のページの対応フロー図にも重大事態とあるが、重大事態の定義について説明していただければと思う。いろいろなケースがあると思うが。

○生徒指導推進室

大きく2つあり、1つは、いじめが原因で30日以上欠席をしている場合、重大事態として扱う。もう1つは、いじめが原因で心身共に何らかの支障をきたしており、それによって受診しているとか、困った状況に追い込まれているといったことで判断する。

以上である。

○藤原教育長

それは、この基本方針のどこかに書いてあるのか。

○生徒指導推進室

17 ページに具体例を示している。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

先ほど、国への報告があるというようにあったが、例えば、ほかの県などで発生した事例について、その内容や、対処方法などは共有されたりはするのか。

○生徒指導推進室

内容にもよると思うのだが、例として若干提示されることはあるが、その具体については各自治体によって異なり、また、内容が非常にデリケートなものであるため、詳しいことはなかなか聞けないというのが実態である。

○原田委員

何が起きたかというのは結構ニュースになるため、みんなが知るところになると思

うので、どういう対処をして、それが良かったのか、悪かったのかなど、特に良い事例は、共有されたほうが良いのではないかと個人的には思う。

県内や市内では共有されているのではないか、いかがか。

○生徒指導推進室

原田委員の御指摘のとおりで、文科省がそれぞれの段階で報告を求めること、あるいは子ども家庭庁と情報を共有すること、そこから助言や支援をするということについては、より重大な事態に発展させないようにするということの一方で、良い解決の仕方があれば、それは共有して、どこにおいても良い解決策を取り組んでいこうという狙いがあるというように承知しているため、これからそういう動きになっていくと期待している。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

………質問・意見なし………

いじめについては、前回会議を開いているいろいろな意見をいただいたのだが、積極的認知ということで、とても認知件数が増えている。それをどう捉えるかというのは意見が分かれるところであるが、今後の数字の動向はしっかり把握していかなければいけない。

それから、重大事態の際は専門家会議を開いて、臨床心理士さんや弁護士さんなど、専門家の方にそのケースを見ていただくというようなこともやっている。専門家会議というのが、重大事態が起こらないと開かないみたいな取り扱いになっているのだが、もっと積極的に専門家の意見を聞いて、初動対応をしっかりやるということも必要なことだろうと、改めて認識したところである。

重大案件で市長が再調査を指示した場合は、最終的に市議会にその内容を報告することになっている。

気になることであるが、重大事態という言葉が、外に出すことのハードルになっているのではないかという意見もある。この言葉自体が、大変なことになるのではないかというような印象を持つので、そこで相談が止まらないようにするのも重要だろうというように思うところである。

いずれにしても、難しい問題が多くて、対応が難しい、学校だけでは解決できないことも多々あるため、専門家の意見をしっかり聞いて対応していくということであろうと思っている。

引き続き、我々もしっかり勉強しながら、この問題については対応していかなければいけないというところを強く感じたところである。

それでは、報告第6号については以上とする。

5 議事【議案3件】

○藤原教育長

本日、議案が3件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第5号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○学校管理課

議案集4ページをお願いします。

初めに、取得する財産であるが、島根小中学校の児童生徒の通学手段を確保することを目的として運行しているスクールバス中型車両、乗車定員は45名、これを2台購入するものである。

地方自治法第96条第1項第8号に基づき、予定価格が2,000万円以上の買入れをする場合は、市議会の議決が必要となるため、6月市議会において松江市長へ議案の調製依頼をするものである。

「1. 取得の目的」、島根スクールバスを更新するもの。「2. 取得する財産」、スクールバス（中型車両）2台。「3. 取得の方法」、一般競争入札。「4. 取得金額」、2,992万円。「5. 取得の相手方」、松江市東出雲町出雲郷881番地、島根日野自動車株式会社松江支店、である。

令和5年5月17日に入札を行い、入札参加業者は2業者であった。入札回数は1回。落札率は83.42%である。

購入財源については、国庫補助金及び市債を充当する。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。島根のスクールバスは2台で運用しているのか。

○学校管理課

現在3台で、そのうち老朽化した2台を更新するものである。

○藤原教育長

それでは、この件について、質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第5号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第5号議案は承認された。

【議第6号 令和6年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針について】

○皆美が丘女子高

議案集5ページを御覧いただきたい。皆美が丘女子高等学校で使用する教科用図書の採択の基本方針について、松江市教育委員会として定めるものである。

6ページの別紙を御覧いただきたい。こちらの基本方針は、島根県教育委員会が決定する県立高等学校用教科用図書の採択の基本方針を参考にしながら作成しており、内容については、昨年度のものとは大きな変更はない。

採択の基本方針については、関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うことと、採択は校長の意見を聴取した上で、松江市教育委員会が行うことの2点である。

採択基準であるが、採択は文部科学省が発行する高等学校用教科書目録に登載されている教科用図書のうちから行う。ただし、教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切な図書を採択するとしている。

採択の観点については、皆美が丘女子高等学校の特色、教育目標、生徒の実態及び

教育課程に適合したものであるか考慮したうえで、厳正に行うものとしている。

最後に、採択に係る留意事項を記載のとおり掲げており、公正かつ適正な採択に向けた準備を進めていくものである。

なお、今後のスケジュールについては、校内で教科ごとに教科書の研究を重ね、設置している教科書選定委員会において検討を行い、教科用図書を選定する予定としており、次回、来月の教育委員会会議には、採択案をお諮りしたいというように考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

県の方針を準用したうえで、基本方針には女子校の特色、教育目標、生徒の実態、教育課程に適合したものであるかを考慮するとあるが、他の県立高校と違う特色としては何があるのか。

○皆美が丘女子高

皆美が丘女子高等学校における特色としては、例えば「まつえ学」というものを学校設定科目にしていること。そのほか中国語・韓国語といった英語以外の語学学習についても設定している。そういったところが他校にはない特色であろうかと考えている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第6号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第6号議案は承認された。

【議第 7 号 松江市立図書館協議会委員の任命について】

○図書館事務局

議案の 7 ページを御覧いただきたい。

図書館協議会は、図書館法第 14 条において、公立図書館に置くことができると規定されているもので、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べる機関とされている。

また、図書館法施行規則第 12 条において、任命の基準については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から任命することとしている。

次に、松江市立図書館協議会についてであるが、松江市立図書館の設置及び管理に関する条例第 6 条において、図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づき置くこととされており、委員の定数は 15 人以内、任期は 2 年として再任は妨げない、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとしている。

現在、松江市立図書館協議会の委員数は 11 名。任期は令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までであるが、今回 1 名の委員について、任期の途中で所属における役職交代があったため、新たに委員を任命するものである。

新たに任命する委員については、議案集 7 ページの「2. 任命する委員」に記載のとおり福島喜美子委員で、所属する松江市 PTA 連合会内での役職交代に伴い任命するものである。選出区分は、家庭教育である。任期は令和 5 年 7 月 1 日から、前任者の残任期間の終わり令和 6 年 10 月 31 日までである。次ページに新旧名簿を記載しているので、そちらも御確認いただきたい。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 7 号については、承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

それでは、議第 7 号議案は承認された。

6 その他報告【2件】

○藤原教育長

本日、その他報告が2件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【その他報告(1) 専決処分の報告について(令和4年度松江市一般会計補正予算(第12号)(教育予算))】

○教育総務課

議案は9ページを御覧いただきたい。

本報告については、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年3月31日に令和4年度松江市一般会計補正予算(第12号)について、専決処分を行ったものである。

続いて、議案11ページを御覧いただきたい。

初めに、「(1) 児童クラブ施設整備費補助金に関するもの」について説明する。放課後児童健全育成事業費については、国の子ども・子育て支援施設整備交付金の補助基準額が増となったことに伴い、法人が事業主体となる八雲地区の児童クラブの施設整備費用に対して、松江市が支出する補助金の額が増となったものである。

増となる金額は166万5,000円で、財源の内訳は、国が108万6,000円、県が47万1,000円、市が10万8,000円である。

次に、「(2) その他」については、松江市ふるさとづくり寄附条例に基づき、使い道を指定した寄附金の申出があったため、寄付者の意向を尊重し、教育の振興を目的として、ふるさと指定寄附金20万円を受入れるものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(1)については以上とする。

【その他報告(2) 議会の委任による専決処分の報告について(東出雲複合施設建設(建築)工事の請負変更契約)】

○生涯学習課

議会の委任による専決処分の報告についてですが、東出雲複合施設建設における建築事業の請負変更契約について専決処分を行ったため、議会へ報告するものである。

議案集 15 ページを御覧いただきたい。地方自治法の規定により、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約を行う場合、それを締結する際には議会の議決に付さなければならないとなっており、東出雲複合施設の建築工事については、金額が4億315万円であったため、令和4年7月6日に議決を受け、契約締結をしたところである。

この議会の議決を受けた契約案件を変更する場合には、地方自治法等の規定により、契約変更の金額が元の契約金額の10分の1を超えず、かつ1,000万円以下の軽微な変更だった場合は、市長が議会に代わって決定することができることとなっており、それを議会に報告するということになっている。そのため、先ほどの承認とは違い、今度は議会に報告させていただくものである。今回、専決処分により変更したことについて、直近の議会の6月議会へ報告するものである。

議案の16ページである。契約の変更は令和5年4月24日に行った。内容については、労務単価の増額により約200万円、屋根の葺き替えやフェンスなどの工事変更に伴い約700万円、合計して980万4,300円工事費が増額となり、増額後の変更金額が4億1,295万4,300円となったものである。

なお、これにより建物の建設費が確定した。この建物であるが、ここに記載はないが、総額で6億2,249万6,600円、約6億2,000万円の施設を建てたということになる。施設は完成しており、令和5年6月19日から業務開始となっている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この建物はどういう機能が入っているのか。

○生涯学習課

この建物は公民館、東出雲支所、子育て支援センター、介護の関係で包括支援セン

ター、図書館という5つの機能を複合した施設である。

○藤原教育長

この件について、何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

質問ではなくお願いであるが、先ほど説明でいろいろな機能を持った新しい複合施設ということで、1回視察ができれば良いのではないかと思うので、また機会があればお願いする。

○藤藤原教育長

視察のリクエストがあったが、いかがか。

○生涯学習課

早急に調整したいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(2)については以上とする。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和5年度第4回教育委員会会議】

日時：7月19日(水) 14:00～

場所：教育委員会室

8 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

9 閉会宣言（藤原教育長）